

長野県伊那北高等学校 P T A 会則

(昭和 60 年 5 月 16 日改正)
(平成 14 年 5 月 14 日改正)
(平成 16 年 5 月 8 日改正)
(平成 22 年 5 月 22 日改正)
(平成 25 年 5 月 18 日改正)
(平成 29 年 5 月 20 日改正)
(令和元年 5 月 18 日改正)

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は伊那北高等学校 P T A (以下、本会と称する) と称する。本会の事務局を同校内に置く。

第 2 条 (目 的)

本会は学校と家庭とが緊密な連携と協力によって、伊那北高等学校の教育進展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (業 務)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の教養向上と親睦強化。
2. 学校と家庭との緊密な連絡。
3. 生徒の活動並びに教職員の研究助成。
4. 生徒の保健衛生、福祉厚生、学力向上に関する協力、援助。
5. 校内施設の改善に協力し、教育環境の充実を図る。
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第 2 章 組 織

第 4 条 (会 員)

本会は次の会員を以て組織する。

1. 正 会 員 伊那北高等学校生徒の保護者全員と教職員。
2. 特別会員 本会の趣旨に賛成し、会長の推薦のあった者。

第 5 条 (構 成)

本会に学年 P T A、地区 P T A、及び専門委員会を置く。構成その他については細則で定める。

第 3 章 役 員

第 6 条 (役 員)

本会には次の役員を置く。

会 長	： 1 名	副 会 長	： 5 名	理 事	： 若干名
監 事	： 3 名	常 任 理 事	： 若干名	幹 事	： 若干名
会 計	： 1 名	顧 問	： 若干名		

第 7 条 (選 出)

前条の役員の選出は次による。

1. 会長と副会長 4 名は年度末の理事会において保護者会員中より選出し、会員の信任投票をもって承認を得る。
2. 投票は現 1・2 学年の保護者とし、承認に必要な得票数は有効投票総数の 2/3 とする。
3. 開票は三役会と P T A 係職員立ち会いのもとに実施する。
4. 副会長 1 名は教頭がこれにあたる。
5. 監事は入学当初の学年理事会にて選出し、総会の承認を得る。(新 1 年の監事のみ) その任期は 3 年とする。監事は他の役職を兼任できない。
6. 理事は各学級より代表 2 名、教職員より若干名(担任)を選出する。尚、学級代表は細則で定めるいずれかの専門委員会に所属する。
7. 常任理事は各学年 P T A 会長と各専門委員会の委員長があたる。

8. 幹事、会計は教職員より学校長が推薦し、会長が委嘱する。
9. 顧問は理事会で推薦する。学校長は顧問となる。

第8条（任 務）

1. 会長は会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
3. 会長、副会長、会計は三役会を構成する。
4. 常任理事は常任理事会を構成し、会の運営にあたる。
5. 理事は理事会を構成し、必要な事項を審議する。
6. 幹事は事務局に所属し、本会事務の処理にあたる。
7. 会計は事務局に所属し、金銭の収支をつかさどる。
8. 監事は会計を監査する。
9. 顧問はこの会の相談助言にあたる。

第9条（任 期）

役員任期は4月1日に始まり翌年3月31日までの1年とするただし再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第10条（総 会）

総会および理事会は会長が招集する。議長は理事より選出する。定期総会は年度当初に開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催できる。

第11条（会議の事項）

総会・理事会・常任理事会・三役会の行う事項は次のとおりとする。

1. 総会は次の事項を議決する。議決は出席者の過半数による。
 - 1) 事業の決定
 - 2) 予算の決定、決算の承認
 - 3) 正副会長及び本会監事をのぞく役員承認
 - 4) 会費の決定
 - 5) 会則の変更
 - 6) その他必要と認められる事項
2. 理事会で行う事項
 - 1) 総会に提出する議案の審議
 - 2) 総会により委任された事項の議決
 - 3) 正副会長および本会監事の選出
3. 常任理事会は会長から諮問された事項を審議・立案し、会務の執行にあたる。
4. 三役会は、理事会、常任理事会に提出する議案および本会の運営に関する事項を審議する。

第5章 会 費

第12条（会 費）

本会の経費は、会費・寄付金・その他の収益金をもって充てる。尚、会員に特別の事情があり申請があった場合には、理事会の議決を経て会費の一部または全額を免除することができる。2人以上の子弟が同時に在籍する場合には、二人目以降の子弟に対し年間PTA会費7500円の4割を返還する。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日～翌年3月31日までとする。会費の徴収は、原則5月とする。

第6章 慶 弔

第14条 本会の会員に対する慶弔規定は次のとおりとする。

1. 会員・生徒・職員の配偶者の死亡 香典10,000円と花輪または生花
2. 前項に定めない特別の事情の場合は三役会において協議するものとする。